

事務連絡
令和 4 年 9 月 9 日

課長 殿

訟務企画課長

訟務局長が裁判長として担当していた事件の決裁に係る留意事項について
事件に関する文書の決裁については、事案に応じて、訟務局長を決裁者とするものもあるところ、訟務局長が裁判長として担当していた事件に関する文書の決裁については、法務省行政文書取扱規則（平成 26 年 2 月 10 日付け法務省秘法訓第 1 号大臣訓令）第 13 条の規定に基づき、訟務局長より上位の者を決裁者とすることが妥当であると考えられますので、その取扱いに留意願います。